

さかい

農委だより

令和6年 夏号

(第121号)



編集・発行 堺市農業委員会

 堺市堺区南瓦町3番1号
 TEL072(228)6825(直通)
 FAX072(228)7410

農地パトロール<農地の利用状況調査>を実施します


NO !!
遊休農地 !!

所有者・耕作者の方には、農地法第2条の2に基づき、農地の「適正管理」をおこなう義務があります。

☆自分の土地だけの問題ではありません

管理されず放置された農地には雑草が生い茂り、病害虫が発生し、環境悪化により周辺農業へ多大な悪影響を及ぼし、付近住民に迷惑をかけることにもなります。

☆ゴミがゴミを呼ぶ耕作放棄地

雑草の生い茂る農地は不法投棄の誘因となり、捨てられたゴミがさらにゴミを呼んで、環境の悪化につながります。

農地パトロールとは？

農地法第30条において、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用の発生防止・早期発見の目的で、農業委員会が年に1回行うことが義務付けられている「農地の利用状況調査」のことです。堺市農業委員会では、毎年8月頃に農地パトロール（農地の利用状況調査）を行い、市内遊休農地の実態把握を行います。遊休農地と判断された農地については、所有者の方に「利用意向調査」を行います。利用意向調査の結果によっては、法律に基づき、「中間管理機構（農業者へ農地の貸出等を行う機関）」への貸出しが義務付けられることがあります。


 なぜ
 しまつのでしょうか？
 遊休農地になつて

<考えられる理由>

- 病気や高齢のため、十分な耕作ができない
- 相続時に農業の後継者となる子や親族がいない
- 相続等により、土地所有者の住所が土地から遠く、目が行き届かない
- その他、様々な理由による離農

<対策例>

- 相続や後継者について、家族で早めに相談し、決めておく
- 農地法第3条許可による農地の貸借や譲り渡しにより、農地としての活用を継続
- 農地利用集積計画制度などの利用により、農地としての活用を継続
- 定期的に農地の状況を確認し、除草などの適正管理をおこなう など

堺市と農業委員会からのお知らせ・お願い

ぜひ防災協力農地への登録を！！

防災協力農地は、地震などの大規模な災害が発生したとき、市民の皆さんの避難場所や災害復旧用の資材置場などに使用する農地です。令和6年3月末現在、堺市内で、約7ヘクタールの農地を登録していただいておりますが、更なる登録にご協力をお願いします。

防災協力農地として登録をお願いしたい土地は、①生産緑地法第3条第1項の規定による生産緑地地区内の農地 ②概ね300㎡以上の一団の農地 ③既に登録されている防災協力農地に接する農地のいずれかに該当するものです。



お問合せ：堺市産業振興局農政部農水産課（電話 072-228-6971）

令和6年7月から 宅地造成及び特定盛土等規制法の運用を開始します

令和6年7月1日から、市域全域で「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」の運用を開始します。

盛土規制法では、宅地・農地・森林等、土地の用途にかかわらず、盛土等を規制します。

一定規模以上の盛土・切土・土石の堆積等を行う場合、あらかじめ市の許可が必要になります。なお、農地等において行われる通常の営農行為については、許可手続が不要になることがあります。

主な規制対象



・造成工事による盛土・切土 等 ・土砂のストックヤードにおける仮置き 等

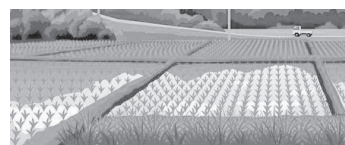
お問合せ：堺市建築都市局開発調整部宅地安全課
(電話：072-228-7483)

令和5年の農地賃借料の平均額などについてお知らせします

農地の借地にかかる賃料は当事者の話し合いで決めるものですが、農地の利用関係の調整のため、「農業委員会が情報を提供すること」と農地法第52条で定められているため下記のとおりお知らせします。いずれも10a当たりの年額となります。賃料を決めるときなどの参考としてください。なお、令和5年中に決定し、利用集積制度を利用した農地において、当事者間で使用貸借（賃料なし）を選択された件数は、全152件中141件でした。

最高額 29,850円 最低額 10,570円 平均 17,321円

※他と突出して金額に大きな差があるものを除外しています。



野焼きに関するお願い

「野焼き」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において禁止されています。

農業でやむをえず行われる、「稲わら等の焼却」については例外とされていますが、風向きや場所によっては、付近住民の方への「迷惑」となるため、十分な配慮をしていただくよう、お願いします。



令和5年度 市外研修報告

「米の品種研究に多くの質問！農業大学校とも意見交換」

令和6年1月23日、農業委員・農地利用最適化推進委員の市外研修として、地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所（農業大学校併設）と、JA大阪南農産物直売所 あすかてくるで羽曳野店を訪問しました。

農業委員会の必須事務のひとつである「農業への新規参入の促進」ですが、農業祭での相談対応など、委員の意識も高まっており、今回は農業大学校・大学校学生との意見交換という新たな形での研修も行いました。

研究所の講義では、温暖化・異常気象への対策を念頭においた水稻の品種比較試験や、高温障害がおきにくく病気に強い品種の紹介が行われました。水稻栽培を行っている委員も多く、予定時間をオーバーするほど多数の、熱心な質疑応答が行われました。

農業経営者や農業技術者の養成を行う農業大学校からは、校長先生や2人の学生さんにも参加いただき、意見交換を行いました。卒業後の新規就農への思いをお聞きし、委員からは先輩農業者として真剣な助言を行いました。

全国的にも農業の後継者不足が問題となっていますが、新規就農に際し、やはり一番の課題は農地の確保です。農業者の皆様におかれましては、新規就農者への農地貸出しに、ご理解と積極的なご協力をお願いいたします。

あすかてくるで羽曳野店では、集出荷・会員登録のシステムや、今後の売上目標などを説明いただきました。さすがの店舗の広さと品揃えで、朝一番の賑わいが目に浮かぶようです。羽曳野市は堺市から距離も近く、その分、多くの研修メニューを盛り込むことができました。



農業委員会活動パネル展を開催



令和6年8月10日(土)から19日(月)まで、堺市役所本館エントランスにおいて、活動パネル展を開催します。

農業委員会の仕組みや、農業委員会活動における必須業務である「農業の担い手への農地利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「農業への新規参入の促進」について展示します。

ご来庁の際には、ぜひお立ち寄りください。



旧農業経営基盤強化促進法に基づく「**農用地利用集積計画制度**」を活用して、

農地を貸しませんか？ 農地を借りませんか？

令和6年3月末時点で、約92haの農地（堺市内）について、この制度が活用されています！！

- 高齢・病気により耕作が難しくなった・・・
- 農地を相続したけれど耕作できない・・・



- 農業の経営を拡大したいので、
- もっと農地を借りたい・・・



このように考えておられますか？
また、こんな方は周りにおられますか？

ぜひ、**農用地利用集積計画制度** を利用しましょう！！

貸借期間は原則
3年以上(期間満
了で、離作補償
なしで確実に返
還されます。)



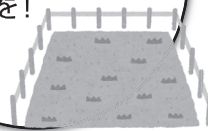
貸手・借手の双
方合意による途
中解約や、契約
の更新が可能



堺市や農業委員
会が間に入って
手続を進めるの
で、安心



市街化調整区域
内の農地のみが
対象・まずはご
相談を！



貸し借りのご意向がある場合

P5.P6の「貸付・借受申出書」にご記入のうえ、農業委員会までお申し出ください。

なお、以前にこの申し出をされたものの、貸し借りがまだ成立していない場合で、引き続き申し出を希望される場合は、この申出書であらためてお申し出ください。

お申し出は、窓口・郵送・ファックスなど。電子メールをご希望される場合は、様式を電子メールでお送りしますので、ご連絡ください。（お問合せは P.1の農業委員会まで）

必ずご確認ください！ 注意事項

- (1) この制度は、「市街化調整区域内の農地」のみが対象です。（市街化区域内の農地は対象外）
この貸し借りは、農業委員会の総会で議決し、市が公告することで、正式に成立します。
- (2) 貸し借りをを行う農地は、耕作のために利用されるものに限りです。
- (3) 後継者等に経営移譲し、経営移譲年金（農業者年金）を受給している人が、（後継者から返還を受け）この制度によりその農地を貸付けると経営移譲年金がストップしますので、ご注意ください。
- (4) ①この制度を利用して貸している農地についても、相続税等の納税猶予が受けられます。
②現在、相続税納税猶予制度の適用を受けている農地を、この制度を利用して貸した場合も、納税猶予は継続します。相続税が免除されるには、終身、その農地を農地として利用することが条件です。
（税制改正前（平成21年12月15日より前）の相続で相続税の納税猶予を受けていた農地を、本制度により貸付けした場合は、相続税の免除事由である「20年間営農継続による免除」から除外され、「終身の農地利用」が必要になります。ご注意ください。）
- (5) 相手方のあることですので、借り手や、希望する農地が見つからないこともあります。ご了承ください。

※令和7年4月より農地の貸借は農地中間管理機構を経由した方法に一本化されます。現在、堺市が作成する農用地利用集積計画に基づく相対契約により農地を貸借されている方で、令和7年4月以降に契約期間の満了を迎える方につきましては、契約期間満了の6か月前に農業委員会より個別にご連絡いたします。その際、契約更新を希望される場合は、所要の手続をご案内させていただきます。

○上記農地の貸し付けを希望される形態について、それぞれの項目の回答欄の該当するものを○で囲んでください。その他ご希望がある場合は、ご記入ください。

◎ 農地を借りたい方

○借り受け希望農地の地域（例：「○○(地域・方面)」等）をご記入ください。

地域（堺市内に限る）	希望面積（㎡）	作付予定 作物	賃 料	水 利	役 務
方面	約		有料 無料	貸人 借人	貸人 借人
方面	約		有料 無料	貸人 借人	貸人 借人
方面	約		有料 無料	貸人 借人	貸人 借人

・水利・役務欄は、水利費や溝さらえなどの役務について、貸人・借人のどちらが負担することを希望するか、いずれかに○をご記入ください。

◎ 貸し借りをお申出の方へ

☆この申出書は、「令和6年度から」貸し借りを希望する場合のみご提出ください。

☆貸し借りは市街化調整区域内農地に限ります。

☆貸借期間は原則3年以上です。

☆貸し借りのご意向に変更があった場合は、必ずご連絡ください。

☆相手方が見つかった時点で、貸借条件について、再度電話でお伺いします。

☆相手方が見つからない場合は、その旨の連絡はいたしません。

☆令和5年度以前にこの申し出をされ、貸し借りが成立していない場合で、引き続き貸し借りを希望される方は、再度この申出書を提出してください。

◎ 情報の取り扱いについて

☆利用集積計画制度等、貸し借りの結びつけを目的として、個人情報を除き農業委員会事務局での縦覧に供します。また機関紙「さかい農委だより」やホームページに掲載する場合があります。

☆農地の有効利用、担い手の支援・育成、遊休農地の解消・発生防止等、今後の方策について、協議・検討する資料として活用するため、個人情報を含め、各農業関係機関（下記＊）に提供いたします。

☆各農業関係機関（下記＊）からは、ご意向に関する確認等について、直接連絡がある場合がありますので、ご了承ください。

（＊）大阪府、大阪府みどり公社、堺市、ＪＡ及びこれらの機関が構成機関となっている各協議会・委員会等

情報の広場

令和 6 年 4 月 1 日より相続登記の申請が義務化されました！

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から 3 年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になりました。（法施行日前に発生した相続についても、施行日から 3 年以内の登記申請が義務付けられています。）

正当な理由がないのに相続登記を怠った場合の罰則規定も設けられています。

遺産分割（相続人間の話し合い）で不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から 3 年以内に、遺産分割の内容に応じた登記をする必要があります。

相続により不動産を取得した場合は、お早めに法務局で相続登記を行いましょう。

専門家への依頼も可能です。

インターネット

法務省 相続登記の申請義務化特設ページ

⇒



全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は経営とくらしに役立つ農業総合専門紙として高い評価を受けています。農政の動きや農業経営に役立つ情報をはじめ、家族全員が楽しめる記事も充実しています。さらに、近畿版では大阪農業の情報提供にも努めています。

毎週金曜日発行 購読料：月 700 円〔送料、税込み〕

見本紙も請求できますので、みなさまからの申し込み・お問い合わせをお待ちしています。



《お問合せ》

インターネット **全国農業新聞** で検索していただくか、
Tel 06-6941-2701（大阪府農業会議）まで
お問い合わせください。



農業者年金で安心・豊かな老後を！！

- ◎農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。 国民年金＋農業者年金
- ◎20歳以上60歳未満の方で、国民年金第1号被保険者、年間60日以上農業に従事している方が加入できます。
- ◎積み立て方式だから、自分がかけた金額は、年金として生涯もらえます。
- ◎保険料は、いつでも変更できます。 月々2万円から6万7千円まで
- ◎他にも社会保険料控除、条件により国庫補助などのメリットがあります。



《お問合せ》

インターネット **農業者年金基金** で検索していただくか、
Tel 03-3502-3199（独立行政法人農業者年金基金）まで
お問い合わせください。



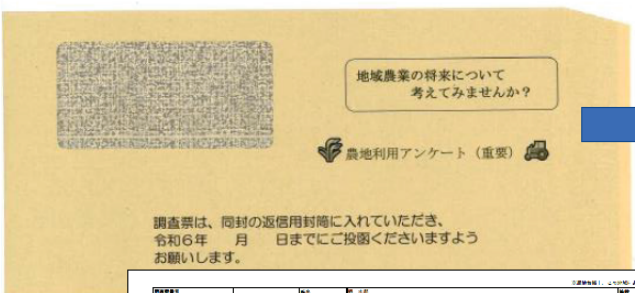
地域計画策定に係るアンケート調査にご協力をお願いします

農業経営基盤強化促進法により地域の将来の農業のあり方である「地域計画」を市町村が策定することになりました。

地域計画では、市街化調整区域内の農地 1 筆ごとに将来の利用者を示した「目標地図」の作成が必要です。

そのため、現在、農業委員会では、農地利用の意向を把握するため、農地所有者にアンケート調査を行っています。

一部先行して実施している地域を除き、7月に順次、農地所有者にアンケートを郵送させていただきますので、同封しております返信用封筒にてご返送いただきますようご協力をお願いします。



地域農業の将来について
考えてみませんか？

農地利用アンケート（重要）

調査票は、同封の返信用封筒に入れていただき、
令和6年 月 日までにご返送くださいますよう
お願いします。

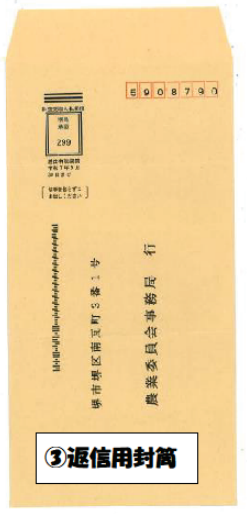
**2種類のアンケート①②が郵送されますので、記入し
ていただき、同封の返信用封筒③にてご返送ください。
目標地図の素案作成に必要なアンケートとなりますので、
ご協力をお願いします。**

②農地利用に関するアンケート

〒590-0078
大阪府堺市東区東瓦町1号
堺市東区役所
農地利用課
中核・農地経営課に送付する宛先

①農業経営に関するアンケート

〒590-0078
大阪府堺市東区東瓦町1号
堺市東区役所
農地利用課
中核・農地経営課に送付する宛先



③返信用封筒

※地域計画策定までの流れ

